

⑤ 人格の尊重及び権利擁護並びに  
介護支援専門員の倫理

## はじめに

- 本科目は複数のチャプターに分かれています。
- チャプターを順次、受講してください。
- 複数のチャプターを受講後、表示される中間テストを受けます。
- 全チャプターが終わった段階で、終了時の確認テストを行います。
- 確認テストが終了したら、研修記録シートに記録をして本科目の受講は終わりとなります。



※研修記録シートなど修了評価に係る事項については都道府県・研修実施機関の指示・指定に従って対応するようにしてください。

※チャプターの途中で受講をやめて再開することはできません。何らかの都合で中断する場合には、再度受講して頂く事になります。

それでは講義を始めます

【本資料の出典等に関する留意事項】

本資料は一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般財団法人長寿社会開発センターが発行している法定研修テキスト（「二訂介護支援専門員研修テキスト」、「七訂介護支援専門員実務研修テキスト」）を参考に作成を行っています。

# 本科目の構成

- 本科目の構成は以下のとおりです。

Eラーニング	内容
●	(1) 本科目の目的、修得目標の確認
●	(2) 知識・技術の基本的理解 ① 介護支援専門員の基本姿勢 ② 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性 ③ 利用者の権利擁護と成年後見制度等 <ul style="list-style-type: none"><li>• 利用者の権利擁護</li><li>• 苦情対応</li><li>• 虐待対応</li><li>• 成年後見制度</li><li>• 日常生活自立支援事業</li></ul>
●	(3)実践的に活用する上での留意点 ① ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合う重要性 ② 利用者ニーズの代弁機能の意義
●	(4) 振り返り、修了評価

# 本科目の目的、修得目標の確認

# 本科目の目的

- 本科目の目的は以下のとおりです。

- 介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理について理解することを目指します。
- 人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等について理解することを目指します。
- ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合うことの重要性を理解することを目指します。

# 修得目標

- 本科目の修得目標は以下のとおりです。

- ① 人権と尊厳を支える専門職として求められる姿勢について説明できる。
- ② 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性について説明できる。
- ③ 日常業務において起こり得る倫理的な課題に対し向き合うことの重要性について説明できる。
- ④ 利用者の生活を守るための制度の内容や利用方法について説明できる。
- ⑤ 人権等を踏まえた利用者本位のケアマネジメントの重要性について説明できる。
- ⑥ チームケアを行う際の倫理の必要性を判断できる。
- ⑦ 介護保険制度で求められる利用者のニーズの代弁機能の意義について説明できる。

# 修得目標



【個人ワーク】

5分

- 各目標の、現時点での自分の理解度を振り返り、本科目でどのようなことを学びたいか言葉にしてみましょう。

- ① 人権と尊厳を支える専門職として求められる姿勢について説明できる。
- ② 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性について説明できる。
- ③ 日常業務において起こり得る倫理的な課題に対し向き合うことの重要性について説明できる。
- ④ 利用者の生活を守るための制度の内容や利用方法について説明できる。
- ⑤ 人権等を踏まえた利用者本位のケアマネジメントの重要性について説明できる。
- ⑥ チームケアを行う際の倫理の必要性を判断できる。
- ⑦ 介護保険制度で求められる利用者のニーズの代弁機能の意義について説明できる。

# 知識・技術の基本的理解



# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (1) 専門職の倫理と倫理綱領

- 専門職とは、知識や技術だけでなく、自らを律する規範を持ち、利用者の最善のために力を尽くすものです。
- 専門職には、利用者本人の人権を尊重し、利用者本位で考えるとともに、介護保険という社会保険制度に基づいたケアを提供する社会に対する社会的責任を果たす姿勢が求められます。
- 専門職は職能団体を結成し、社会との信頼関係を礎に自らの専門性を活かして社会の要請に応える活動を行う宣言と誓約として、専門職倫理を倫理綱領として定めています。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (2) 介護支援専門員の倫理綱領

- 一般社団法人日本介護支援専門員協会は、介護支援専門員倫理綱領を定め、国民に対して宣言しています。
- 介護支援専門員倫理綱領は、介護支援専門員が備えるべき基本的な倫理として、次の12の項目を挙げています。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①自立支援        | ⑦法令遵守          |
| ②利用者の権利擁護    | ⑧説明責任          |
| ③専門的知識と技術の向上 | ⑨苦情への対応        |
| ④公正・中立な立場の堅持 | ⑩他の専門職との連携     |
| ⑤社会的信頼の確立    | ⑪地域包括ケアの推進     |
| ⑥秘密保持        | ⑫より良い社会づくりへの貢献 |

- 日本介護支援専門員協会の会員は、この倫理綱領を理解し、一人ひとりが綱領に違反することが無いよう判断し、行動することになります。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (3) 倫理原則 (1/2)

- 代表的な倫理原則として、「医療倫理の4原則」があります。
- 加えて、「誠実」や「忠誠」といった原則を理解することで、介護支援専門員が体験する倫理的な課題を分析する際に活かすことができるでしょう。

### 倫理原則の例

	原則	意味	行為の例
医療倫理の4原則	自律尊重	利用者の自律的な意思決定を尊重せよ	従事者からの情報提供をもとに利用者が自身でケアを選択
	善行	利用者に利益をもたらせ	従事者が利用者のQOL向上のために最善のケアをする
	無危害	利用者に危害を引き起こすのを避けよ	利用者に頼まれても危害となるようなことは行わない
	公平（正義）	利益とリスク・費用を公平に分配せよ	同じ病状の利用者に同じケアをする 利用者のニーズに応じてケアの提供量を配分する
その他重要な原則	誠実	正直であれ	利用者に嘘をつかない
	忠誠	約束を守れ	利用者の秘密を守る

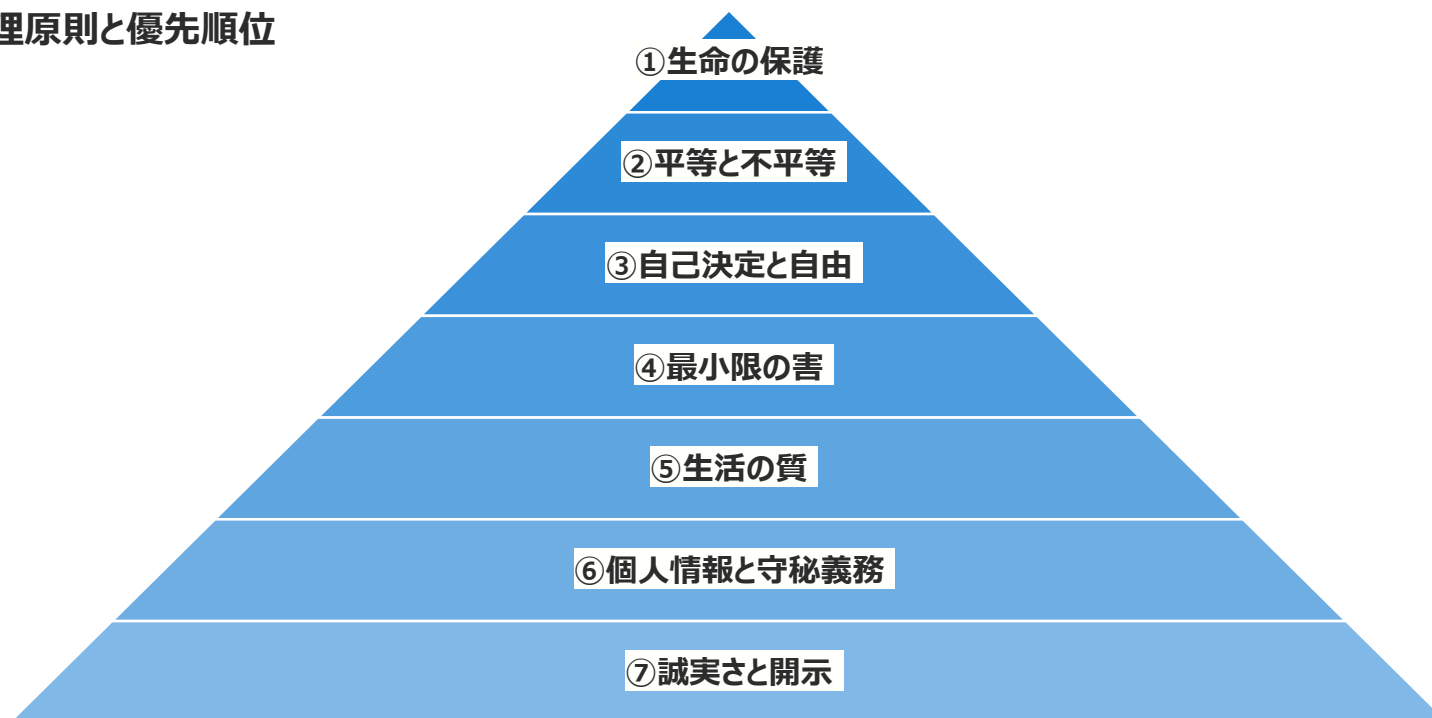
（資料）白澤政和,岡田進一,川越正平,白木裕子,福富昌城編[2019].『介護支援専門員現任研修テキスト第1巻専門研修過程Ⅰ(第2版)』中央法規出版株式会社,P.184より引用

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (3) 倫理原則 (2/2)

- 医療倫理の4原則のほか、ドルゴフ (Dolgoff, R.) とローエンバーグ (Loewenberg, F.) が提示した7つの原則があります。
- ドルゴフの7原則では、その優先順位も示されており、ジレンマに陥った際の行動指針として活用できます。

### 7つの倫理原則と優先順位



# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (4) 倫理原則の活用法

- 「倫理原則を用いて介護支援専門員の実践を振り返るには、端的に、介護支援専門員がとった特定の行動」を倫理原則に照らし、一つひとつ確認していけばよいです。
- そのような方法で、「絶えず自身の実践の振り返りを習慣化すれば、自然と倫理的感受性が高まっていき、ケア（マネジメント）の質が高まっていくことが期待され」ます。

（資料）白澤政和,岡田進一,川越正平,白木裕子,福富昌城編[2019].『介護支援専門員現任研修テキスト第1巻専門研修過程Ⅰ(第2版)』中央法規出版株式会社,P.184より引用

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (5) 介護保険制度の基本的な考え方

- 介護保険制度においては以下の4つの考え方を基本としています。
  - ① 利用者本位
  - ② 自立支援
  - ③ 人権の尊重
  - ④ 公正中立
- 介護支援専門員には、介護保険制度の基本的な考え方を尊重する姿勢が求められます。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (6) 介護支援専門員として備えるべき基本的な姿勢 (1/3)

- 介護支援専門員にとっての絶対的な倫理は、利用者の人権を尊重することであり、一貫して必要な姿勢は、利用者に対する尊敬の姿勢を持つことです。
- 基本的人権は、国民一人ひとりが持つ侵すことのできない永久の権利として憲法によって保障されており、権利の濫用、公共の福祉に反しない限り、十分に尊重されなければなりません。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (6) 介護支援専門員として備えるべき基本的な姿勢 (2/3)

- 介護支援専門員として備えるべき基本的な姿勢を考えるには、ドナルド・A・ショーンの省察の考え方も参考になります。
- ショーンは、不確実であいまいな予測しがたい問題状況に対して、「状況との対話」を通して、自己の経験から蓄積した「実践的認識論」を用いて立ち向かっている、そうした臨床活動への反省を基礎に自己の専門的力を開発していく専門職のことを「反省的実践家」と呼びました（D・ショーン『専門家の知恵』ゆみる出版2001年）。



# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (6) 介護支援専門員として備えるべき基本的な姿勢 (3/3)

- 介護福祉専門員は、利用者の複雑な問題に立ち向かい、現場の中で問題解決を行っていく専門職であり、まさに反省的実践家にあたります。
- 専門職である介護支援専門員には、主体的に考え、自分の行動に責任をもつ基本的姿勢、すなわち、課題や理由を考え、考えながら行動する反省的実践家としての姿勢が求められます。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (7) 介護支援専門員の基本倫理 (1/4)

- 介護支援専門員は、その支援の全ての過程において、利用者とその家族の主体性を尊重し、同時に個別性を重視して、利用者本位の支援を行う必要があります。(基準第1条)

※上記基準は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）を指します。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (7) 介護支援専門員の基本倫理 (2/4)

- 介護支援専門員は、業務の全ての過程において公正中立な立場をまもらなければなりません。
- 公正中立とは、二つの観点があり、一つ目は利用者と介護支援専門員または利用者をめぐる関係者の間において公正中立の立場であることで、二つ目はサービスの利用援助においてサービス事業所、各種機関との関係において公正中立であることを意味します。そのためには、介護支援専門員としての自己覚知が欠かせません。
- 実践上では、利害が対立し、介護支援専門員として葛藤を感じるがありますが、その葛藤と向き合う姿勢が求められます。  
(基準第1条の2)

※上記基準は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）を指します。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (7) 介護支援専門員の基本倫理 (3/4)

- 介護支援専門員は、利用者の権利を擁護し利用者との信頼関係を構築するうえで守秘義務、プライバシー保護が求められます。  
(基準第23条)
- 介護支援専門員は、利用者の自立支援を目的とした支援を行います。介護保険制度における介護の理念は自立支援です。  
(基準第1条の2)

※上記基準は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）を指します。

# 1. 介護支援専門員の基本姿勢

## (7) 介護支援専門員の基本倫理 (4/4)

- 介護支援専門員は、利用者が心身機能の低下、あるいは周囲の関係性等、何等かの理由により利用者の意思を十分に表現できない場合には、利用者の立場にたって代弁（アドボカシー）することが求められています。
- 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく利用者を選別してサービスの提供を拒否することは禁じられています。（基準第5条）
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはなりません。また、サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。（基準第25条）

※上記基準は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）を指します。

# 振り返り



【個人ワーク】

15分

- ここまで、「介護支援専門員の基本姿勢」について学びました。

## 【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
  - ✓ 専門職にとっての倫理が持つ意味
  - ✓ 介護支援専門員に求められる基本姿勢と基本倫理
  - ✓ 代表的な倫理原則とその活用法
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

### (1) 守秘義務とは (1/2)

- 守秘義務とは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけなく、正当な理由なく個人情報を開示してはいけなくということである。
- 介護支援専門員は、利用者について、医療情報はもとより、家族の経済状況に至るまで、他社が知り得ないような詳細かつ膨大な個人情報を入手できる立場にあることから、介護保険法で守秘義務が定められています。
- 同様に、秘密や個人情報を扱う職務の特性上、医師や看護師、介護福祉士などもまた、それぞれの職業上の法律により守秘義務が求められています。

## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

### (1) 守秘義務とは (2/2)

- 運営基準においても、守秘義務は定められています。
- 秘密保持、個人情報取り扱いについては、各事業所で用意している「重要事項説明書」「居宅介護支援契約書」等にも必ず記載されています。
- 介護支援専門員はその内容をよく理解するとともに、利用者・家族へも説明を徹底しましょう。



## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

### (2) 守秘義務違反に対する措置 (1/3)

- 介護支援専門員が職務上知り得た利用者・家族の秘密を守ることは、利用者の尊厳の根幹にかかわることです。
- 介護支援専門員が正当な理由なく、職務上知り得た秘密を洩らした場合は、介護保険法では以下のような処罰に関する規定が設けられています。
- 利用者・家族の秘密を漏らすことは、介護支援専門員個人が罰せられるだけでなく、所属する居宅介護支援事業所にも重大な影響が及ぶことを自覚しておきましょう。

#### 守秘義務違反に対する措置

①	介護支援専門員の登録削除
②	介護支援専門員に対する罰則
③	居宅介護支援事業者に対する勧告、命令等
④	居宅介護支援事業者の指定の取消し等

## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性 (2) 守秘義務違反に対する措置 (2/3)

### ① 介護支援専門員の登録削除

- 介護支援専門員が秘密保持義務に違反した場合は、都道府県知事は介護保険法第69条の39第2項第1号の規定により、介護支援専門員の登録を削除することができます。

### ② 介護支援専門員に対する罰則

- 介護支援専門員の守秘義務違反に対しては、介護保険法第205条第2項の規定により、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとされています。

## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

### (2) 守秘義務違反に対する措置 (3/3)

#### ③居宅介護支援事業者に対する勧告、命令等

- 介護支援専門員が秘密保持に違反した場合は、市町村長は介護保険法第83条の2第1項第2号の規定により、その介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業者に対して、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができます。

#### ④居宅介護支援事業者の指定の取消し等

- 介護支援専門員が秘密保持を守ることができない場合は、市町村長は介護保険法第84条の規定により、その介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業者の指定を取り消すことができます。あるいは、期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。

## 2. 守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性

### (3) 情報開示にあたっての注意

- サービス担当者会議等、利用者・家族の個人情報の提供が必要な場合もあります。その際も、目的の範囲内で必要最小限の開示にとどめ、関係者以外には決して漏れることが無いように細心の注意を払います。
- また、事例検討会や地域ケア会議等で個人情報を用いる場合には、個人情報から、氏名、生年月日、住所等、個人を特定する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないように匿名化します。顔写真の使用については、利用者・家族への使用目的の説明や同意が必要です。必要な場合には、その人とかかわりのない符号や番号を付けることもあります。
- 十分な匿名化が難しい場合には、利用者・家族に必ず同意を得なければなりません。

## 振り返り



【個人ワーク】

10分

- ここまで、「守秘義務を遵守したケアマネジメントの意義・重要性」について学びました。

### 【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
  - ✓ 介護支援専門員に求められる守秘義務
  - ✓ 守秘義務を遵守することの意義と重要性
  - ✓ 情報開示の際の注意事項
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (1) 利用者の権利擁護 (1/2)

- 介護支援専門員は、利用者の立場に立ち介護サービス利用における権利行使を支援します。
- 利用者自身による自己決定ができるように、理解しやすい懇切丁寧な情報の提供と説明、その人に見合った複数の選択肢を提示します。
- 利用者の自己決定に際しては、介護支援専門員自身の価値観や考えを押し付けないよう注意する必要があります。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (1) 利用者の権利擁護 (2/2)

- 利用者が安全で安心な生活を送ることができるように、ケアマネジメントのプロセスを通じて、多職種でリスクマネジメントを行います。
- 利用者と介護支援専門員の関係においても、利用者と介護サービス事業者との関係においても、利用者の意向が尊重されるよう、利用者の権利擁護の視点にたって支援します。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (2) 苦情対応 (1/2)

- 苦情対応の基本的な対応方針は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の第26条に定められています。  
(迅速な対応、記録の整備、市町村への報告と指導助言に従っての改善、改善内容の市町村への報告、苦情の国保連への申し立てに関する利用者への援助、国保連の指導に従い改善を行い、報告する)
- 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければなりません。
- 利用者の不満や苦情に適切に対応するよう、利用者と契約する際に、苦情の受け付けに関して契約書に記載しなければなりません。



### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (2) 苦情対応 (2/2)

- 利用者が苦情の申し立てを行う際には、事業所、保険者、都道府県、国民健康保険団体連合会に行うことができます。
- 利用者から介護支援専門員に対して苦情を言いやすい関係をつくっておくことが重要です。
- 苦情の対象と内容、利用者の心情に配慮し、事実確認、緊急性の判断、原因の把握、対応、報告、再発の予防など組織的に対応する必要があります。

## 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

### (3) 虐待対応 (1/3)

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定では、「高齢者」とは 65 歳以上の者とし、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。
- 虐待となる行為は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放棄・放任の 5 つに分類されています。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (3) 虐待対応 (2/3)

- 市町村と地域包括支援センターは、関係機関と協力・連携しながら対応します。地域包括支援センターは介護保険法において「権利擁護のための必要な援護を行う事業」を行うとされており、その役割も明記されています。
- 介護支援専門員は、高齢者虐待をめぐる状況について、高齢者本人、主な虐待者の状況、虐待の種類、虐待に関する相談・通報状況に関するデータにより把握しておく必要があります。

## 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

### (3) 虐待対応 (3/3)

- 介護支援専門員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の疑いがある場合には、市町村に通報する義務があります。
- その後、地域包括支援センターその他関係機関と協力しながら、高齢者及び養護者の支援を行います。
- 高齢者虐待防止法は、高齢者虐待の防止と養護者への支援を目的としており、介護支援専門員は、市町村をはじめ関係機関と連携しながら支援しなければなりません。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (1/7)

- 判断能力の低下した要介護高齢者の意思決定支援に利用できる制度・事業には、以下のようなものがあります。
- 成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に分かれます。

①	法定後見制度
②	任意後見制度
③	日常生活自立支援事業

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (2/7)

- 民法改正により成年後見制度が施行される前は、禁治産・準禁治産制度があり、それが戸籍に表示される等をはじめ、複数の問題がありました。
- 成年後見制度の基本理念は、本人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーションを実現することです。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (3/7)

- 法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、それぞれの類型によって同意権や代理権の範囲が異なります。

同意権	本人の行った法律行為に対して成年後見人等が同意することにより、法律的に効果が認められ、同意を得ないでした契約は取消することができる権限
代理権	本人に代わって契約などの法律行為を成年後見人等がする権限をいい、成年後見人等がした行為は、本人がした行為として扱われる権限

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (4/7)

- 法定後見制度の概要は以下となります。

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など、市町村長*1		
成年後見人（成年後見人、保佐人、補助人）の同意が必要な行為		民法第13条第1項所定の行為*2*3*4	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法第13条第1項所定の行為の一部*2*3*4）
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上*2*3*4	同上*2*4
成年後見人などに与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」*1	同左*1

- ※ 1. 本人以外の人による申立により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になる。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同様。
- ※ 2. 民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。
- ※ 3. 家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項所定の行為以外についても、同意権、取消権の範囲とすることができる。
- ※ 4. 日常生活に関する行為は除かれる。

(資料) 箕岡真子『認知症ケアの倫理』（ワールドプランニング、2010）より引用



### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (5/7)

- 介護保険制度は契約制であり、利用にあたっての本人の意思決定が不可欠ですが、利用者本人による判断が難しい場合には、成年後見人は介護サービスの利用が適切に行われるように支援することができます。
- 介護支援専門員として、成年後見人等がついた利用者を支援する場合は、利用者と同様、成年後見人等もチームの一員として捉える必要があります。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (6/7)

- 任意後見制度とは、認知症等により判断能力が不十分になったときのために、後見人になってくれる者と後見事務の内容を、あらかじめ契約によって決めておく制度です。
- 任意後見制度は法定後見制度と比較して、家庭裁判所の関与の仕方がより間接的な形態にとどめられています。本人にとっては自分の代わりに、任意後見人を監督する任意後見人監督人が必ずおかれるため、安心して利用できる制度になっています。
- また、任意後見人には契約で、財産管理や身上監護に関するさまざまな代理権を与えることができるため、今後は幅広く活用されていくことが期待されています。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (4) 成年後見制度 (7/7)

- 任意後見制度は、次に該当する人に勧められる制度です。

①	一人暮らしの上、身寄りがないので判断能力が落ちた後のことが心配
②	自分を後見してくれる人は、自分自身で選びたい
③	判断能力が落ちた後も、自分で決めたライフスタイルを続けたい
④	終末医療について、なるべく自分の希望どおりにしてもらいたい
⑤	葬儀や埋葬等について、自分の希望を叶えたい

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (5) 日常生活自立支援事業 (1/2)

- 日常生活自立支援事業の実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施しています。
- 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。
  - ① 判断能力が不十分な方  
(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方)
  - ② 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方
- 介護支援専門員は、必要に応じて日常生活自立支援事業の情報を高齢者等に情報提供すると共に、ケアマネジメントプロセスにおいて、日常生活自立支援の生活支援員等と連携します。

### 3. 利用者の権利擁護と成年後見制度等

#### (5) 日常生活自立支援事業 (2/2)

- 日常生活自立支援事業の利用者は契約時に契約内容を理解する能力がある人とされているため、成年後見制度の後見類型に該当する人や、補佐類型の一部の人は、日常生活自立支援事業の対象外になると思われます。
- このため、日常生活自立支援事業の契約内容を理解できるだけの判断能力がないとされた人は、成年後見制度の利用を検討することになります。
- また、日常生活自立支援事業は日常生活に関するこまごまとした事務がその守備範囲とされているため、不動産の売却等の大きな法律事務はこの事業の対象外となり、このような事務が必要な人は、成年後見制度の利用を検討することになります。

## 振り返り



【個人ワーク】

15分

- ここまで、「利用者の権利擁護と成年後見制度等」について学びました。

### 【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
  - ✓ 利用者本位のケアマネジメントの重要性
  - ✓ 虐待が認められた場合の対応方法
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

# 実践的に活用する上での留意点

# 1. ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合う重要性

- 介護支援専門員は、利用者と家族、サービス事業所の多職種や関係機関との調整を担うことから、様々な立場や利害、力関係の狭間で利用者の利益を考えなければならない場面に直面することがあります。
- 利用者の意思決定や受益のためには、丁寧にコミュニケーションを重ねることが不可欠です。
- 倫理的な課題を放置せず、利用者にとって最善の状態をもたらすためのコンセンサスを導き出すためには、それらの課題を共有し、話し合う必要があります。
- 倫理的な課題は介護支援専門員だけが感じるものではありません。
- 介護支援専門員は、チームの一員が感じる倫理的な葛藤も吸い上げ、共有し、話し合い、コンセンサスを得ていく役割を担っています。
- 常にそれぞれの人の立場にたち、倫理的熟考を重ねることで互いの価値観を認め、効果的な話し合いに導いていくことが求められます。
- そのためには、感情的反応に陥るのではなく、倫理的な課題の要素を見出すことが重要です。



## 2. 利用者のニーズの代弁機能の意義

- 介護保険制度に代表されるように、「支援を要する人が必要なサービスを自分自身で選ぶという時代が到来し」<sup>1)</sup> ました。
- 認知症高齢者をはじめとする「『判断能力が不十分な人』の意思の尊重とその代弁によって権利をどのように擁護していくかが問われるように」<sup>2)</sup> なっています。
- 「代弁」は権利擁護と密接な関係をもちます。
- 「対人援助における『代弁』とは、判断能力が不十分な人であっても、できる限り本人の意思を把握し、それを必要に応じて代弁していく権利擁護のプロセスといえます」<sup>3)</sup> 。

(資料) 1) ~3) 岩間伸之『支援困難事例へのアプローチ』(メディカルレビュー社、2008) P.91~96より引用

# 振り返り



【個人ワーク】

5分

- ここまで、「実践的に活用する上での留意点」について学びました。

## 【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
  - ✓ 倫理的な課題に向き合うことの重要性
  - ✓ チームケアにおける倫理の意味
  - ✓ 利用者ニーズの代弁機能
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

## 終わりに

- 以上で本科目で予定された座学の内容は終了です。
- 科目のはじめに確認した修得目標は達成できたでしょうか。
- 理解が曖昧な部分は振り返りをして、確認テストを受けた後、研修記録シートを作成してください。



※研修記録シートなど修了評価に係る事項については都道府県・研修実施機関の指示・指定に従って対応するようにしてください。



受講お疲れ様でした。